

令和7年度 柏市立富勢中学校いじめ防止基本方針(令和7年9月改訂)

1 基本理念

「いじめ」とは、「生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人間関係のある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているもの。」と規定されている。

※国の「いじめ防止対策推進法」

本校でのいじめ防止は、撲滅に向けて強い決意で臨む。そのために、次の理念に沿っておこなう。

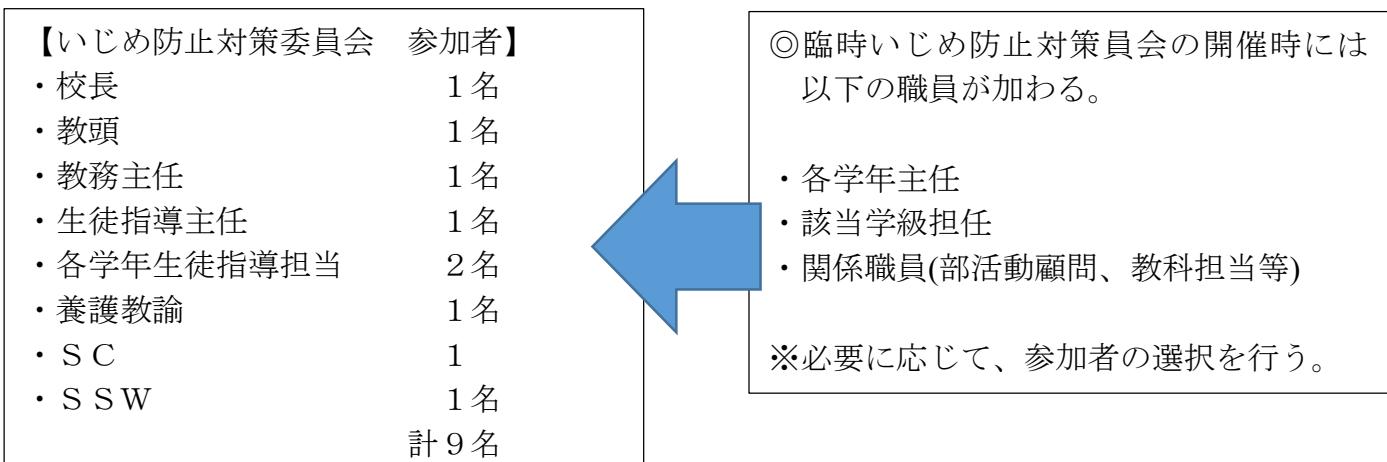
- (1) いじめは本校の全ての生徒に関する問題であるため、生徒が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、本校の内外を問わず、いじめが行われないようにすることを旨として行う。
- (2) 全ての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが生徒の心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として行う。
- (3) いじめ防止対策は、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、家庭、地域住民、その他の関係者の連携の下に行う。

2 組織及び組織図

(1) 組織

- ① いじめ防止のための組織として、「いじめ防止対策委員会」を設置する。
- ② メンバーは、校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・各学年生徒指導担当・養護教諭・S C・S S Wとする。
- ③ 事案が発生した時は教育相談担当、当該学年職員、その生徒との関係が深い職員を加え、S C、S S Wとの連携をしながら、「臨時いじめ防止対策委員会」を開催する
- ④ 「いじめ防止対策委員会」は週1回を定例とし、開催する。

「いじめ防止対策委員会」の組織図



3 いじめの未然防止について

(1) 基本的な考え方

① いじめは、絶対に許されない行為である。教育活動全体を通して指導する。

② 学校、家庭、地域が一体となっていじめ防止に取り組むことを明確に示す。

(2) 具体的な対応

① 豊かな情操の育成と道徳心を培うため、道徳教育及び体験活動の充実を図る。

② 事実確認を第一とし、それぞれが情報を共有すると共に、いじめに対しては、組織で対応することを確認する。

③ いじめの発生を未然に防ぐため、日常の観察・情報収集・生徒たちの変化を見逃さない目を持つため、小さなことでも指導の記録に残し、共有・連携を常に行う。

④ いじめ防止の啓発活動に重点を置き、いじめを許さない環境を構築する。

また、出席停止措置を科することも法的に認められていることを、必要に応じて生徒・保護者に周知する。（過度な競争や勝利至上主義等は生徒のストレスを高め、いじめを誘発することにも触れ、生徒に指導する。）

⑤ いじめが発生したときの基本方針を、職員間であらかじめ定めておく。

⑥ 性別違和や性的指向・性自認に係る生徒について無理解や偏見等がその背景にあると捉えて、教職員の理解を促進する。

⑦ 感染症等に関する人権への配慮と対応について、教職員の共通理解を行い、普段の生活からいじめとならぬよう啓発を行っていく。

⑧ 生徒、保護者、地域への日常の啓発活動に努める。

⑨ 人との関わりを重視した体験活動や交流活動を授業に位置づける。

⑩ 日頃の授業等において、生徒の自己有用感を高める。

⑪ 教職員が率先し言語環境を整え不適切な発言のないように配慮して、活動する。

⑫ 生徒会の「いじめ撲滅7か条」を中心に、いじめを許さない風土を創りあげる。

⑬ インターネットの望ましい利用方法について啓発し、その光と影、及び危険性について生徒に熟知させる。

⑭ 個別支援及び不登校支援室に別室登校している生徒への学習指導や居場所づくりへつなげるために、個別支援教員を配置する。

⑮ いじめの重大事態や複雑なトラブル対応が発生した際は、スクールロイヤーからの助言を受ける。

⑯ 外国にルーツのある生徒は、言語や文化の差異から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないよう、教職員、生徒、保護者等の外国人生徒に対する理解を促進するとともに学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

⑰ 豊かな心を育む取り組みを行う。

- ・学年別に性教育を行い、命を大切にする事や互いの変化を大切にする心を育む。
- ・情報モラル向上のため、外部講師による授業を行う。
- ・社会で活躍する大人の講演を行い、将来への希望を持たせる。

⑱ S O S の出し方に関する教育を行う。

- ・外部講師を招き、映像教材等を活用した「S O S の出し方に関する教育」の授業を、学級活動、道徳等の学習と関連させ、いずれかの学年において年間1回以上実

施する。

- ・生徒が悩みを抱えたときに助けを求めることができるよう相談窓口連絡先一覧の配付等を行う。

4 いじめの早期発見のための方策

- (1) 日々の観察、生活記録ノート等での把握に努める。
- (2) 学期に1回の教育相談週間を設ける。また担任に加え、生徒が希望する職員との教育相談を行うことができる。
- (3) 学期に1回の体罰・いじめ防止アンケート、セクハラアンケートを実施するとともに、適宜状況に応じてアンケートを実施する。尚、アンケート等の保存期間は、生徒や保護者から長期間の経過後にいじめの重大事態の申立てがなされることもあり得ることを踏まえ、国のガイドラインや柏市立小中学校の管理規則に則り、指導要録と同様に実施年度の末から5年間とする。
- (4) 教師間の連携、週に1回の生徒指導部会(いじめ対策防止委員会)の活用により、いじめ情報の発掘に努める。
- (5) 気になる行動を見逃さない、気になる発言を聞き逃さないようにアンテナを高くして生徒理解に努める。
- (6) 生徒が、いじめを見ている「傍観者」になることがないよう指導する。
- (7) 生徒、または保護者のいじめ相談体制は次のとおりとする。

「いじめ」をどう訴えるか・・・

友達に言う 先生に相談する 親に言う

学校相談電話にかける (04-7135-5256)

☆いつでも、だれでも、相談可能

☆秘密は保持される

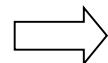
- (8) いじめに関する情報を把握した場合の体制

いじめ情報の把握 → 指導体制・方針決定 → 生徒への指導・支援

保護者との連携

教育委員会・関係諸機関等との連携

今後の対応の継続



(9) いじめ防止に向けた環境づくり

- ① 行事や部活動等で過度の競争意識、勝利至上主義がストレスを高め、いじめを誘発しないよう目的や目標を大切にした活動を行う。
- ② 教職員の不適切な言動がいじめを助長することについて教職員の理解を深める。
- ③ 互いを認め合え、安らぎのある学級経営を行う。
- ④ 小学校、地域の民生委員児童委員や学童ルームの職員等と生徒指導上の課題やいじめ問題に関わる情報を共有し、地域全体で問題を解決する仕組みを構築する。
- ⑤ 生徒一人一人の人権を尊重し、個に応じた指導・支援をしていく。
- ⑥ 特別な支援を必要とする生徒への対応

LD・ADHD・自閉症スペクトラム症等の発達障害を有する生徒など、特別な支援を必要とする生徒の一人一人のニーズに応じた校内支援体制とするために、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成と活用を促し、特別支援教育を推進し、理解・啓発を行う。

⑦ 配慮を要する生徒への対応

外国にルーツのある生徒に対する理解、家庭環境等に特別な事情がある生徒に対する日常の変化の観察やSSW等及び関係機関との連携、性同一性障がいや性的指向・性自認に係る生徒に対する人権教育の推進や個別の事案に応じたSC等との連携を行う。

- ⑧ 東日本大震災により被災した生徒や原子力発電所事故による避難生徒の不安感等理解と心のケアを行う。
- ⑨ 感染症等の感染者や濃厚接触者、感染症の対策や医療従事者等に関する生徒に対する人権への配慮及びSC等や関係機関との連携を行う。

(10) 生徒の自発的な活動について

- ① 柏市富勢地域ふるさと協議会行事である「花鉢ボランティア」「富勢地区文化祭」「八朔相撲」等に参加し地域と交流する。
- ② 生徒会本部役員を中心に委員会と協力した自治活動を行う。挨拶運動等化月間を定め、意識の向上を目指す。
- ③ いじめのない学校を目指した活動を各委員会で企画し、実践する。
- ④ 生徒会の「いじめ撲滅7か条」を中心に、いじめを許さない風土を創りあげる。

(11) 授業での取り組みについて

- ① 生徒指導提要4つの視点（自己存在感の感受・共感的な人間関係の育成・自己決定の場の提供・安全・安心な風土の醸成）を組み込んだ授業を行う。
- ② グループ学習を積極的に取り入れた授業を行う。
- ③ すべての教科で道徳心を養える授業を行う。

(12) インターネットを通じて行われるいじめについて

- ① 学年集会等や保護者会での啓発活動に努める。
- ② 職員の理解を深め、迅速にいじめ問題の情報をキャッチできるよう意識を高める。
- ③ 家庭での約束づくりについての重要性を説明し、家庭と協力して対応する。

④ 関係機関との連携

ネット上の不適切な書き込み、名誉棄損、プライバシー侵害等があった場合はプロバイダーに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。（必要に応じて、法務局又は地方法務局の協力を求める。）なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に支援を求める。

⑤ 情報モラル

インターネット上のいじめやトラブルについては、少年補導センターと連携し、学校ネットパトロールを実施して、早期発見に努める。また、生徒が悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など関係機関の取組についても周知する。SNS、携帯電話・スマートフォン等を利用したいじめについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者にもこれらについてしっかりと理解と責任を求めていく。

5 いじめの相談・通報体制について

- (1) 教育相談担当、生徒指導担当が中心となり全職員が積極的に調整・連絡を行い、担任以外でも希望する職員に相談できることを周知する。
- (2) 学期に1回の教育相談週間の活用の他、機会を捉え、適宜相談を受け付けることを周知する。
- (3) いじめの相談、通報のための窓口、電話番号等を生徒及び保護者にリーフレット等で伝える。さらに、これまでの電話相談、電子メールでの相談に加え、いじめの早期発見、早期対応、抑止力を目的としたSTAND BYアプリを導入し、使い方の指導を行う。

6 いじめが認知されたときの対応（基本方針）

- (1) いじめが確認された場合は直ちにいじめ防止対策委員及び校長に報告するものとし、臨時の「いじめ防止対策委員会」を開催する。そして適宜全職員での共通理解を行う。
- (2) 速やかに当事者の特定と事実確認をすると共に、いじめを受けた生徒、及び保護者への支援、いじめを行った生徒、及び保護者への指導、助言を行う。
- (3) 事後確認を怠らず、見守る姿勢を常に発信するとともに、隠蔽や虚偽の説明は行わない。
- (4) 状況に応じ、いじめを行った生徒については、保護者の理解を得ながら、いじめを受けた生徒と別な場所で学習を行うなど適切に対応する。
- (5) いじめを知りながらそのままにすることがないよう啓発を行っていく。
- (6) 被害者の安全を第一に考えた体制・対応
 - ① いじめを訴えた生徒、いじめ情報を伝えた生徒を守りとおす。
 - ・組織的に生徒の動向を把握し、登下校時、休み時間、放課後に生徒を見守る。
 - ・場合によっては、SCやSSWの助言、面談を得て、万全の体制を整える。

- ② 保護者への報告はていねいに、正確に行う。細部は電話等ではなく、直接会って説明する。

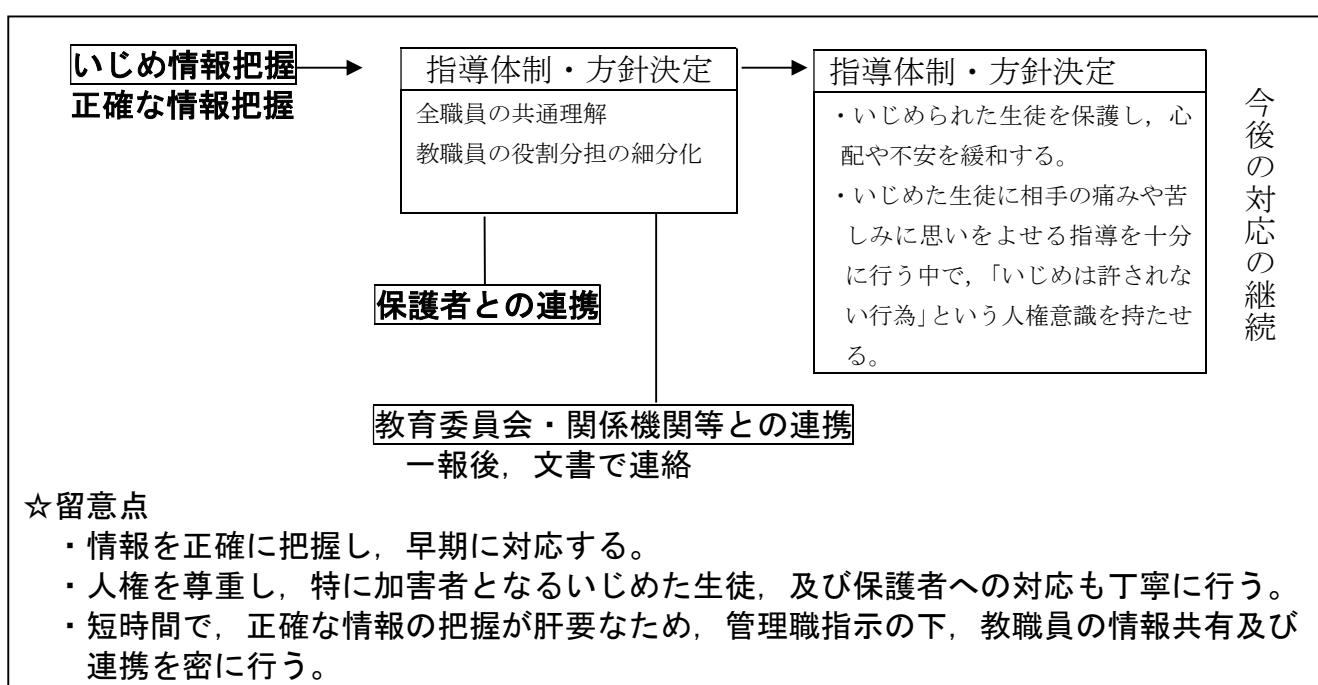
7 重大事態への対応

次の場合は、法的に「重大事態」として対応する。（いじめ防止対策推進法）

- (1) いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することや転学を余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※ 質問票等の活用により、事実関係をより明確にし、保護者への適切な情報提供をしつつ、教育委員会との連携の下、必要な措置を講ずるものとする。また、必要に応じて外部の専門家（S C・S S W等）の適切なアドバイスを受ける。

※ いじめの重大事態と認められた場合には、法第23条第6項に基づき、直ちに警察署生活安全課及び千葉県柏児童相談所に相談・通報を行い、支援を要請する。



今後の対応の継続

8 活動の振り返り等の点検、評価、公表等について

- (1) いじめ防止への取り組みや事案発生時の対応等について、いじめ防止対策委員会で検証する。
- (2) いじめ防止基本方針は、年度末に見直す。ただし、緊急の場合には、隨時見直し、教職員を始め、生徒・保護者・地域に発信する。（学校ホームページ等）
- (3) いじめ防止基本方針を見直した結果は、公表する。

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト

※本チェックリストは、いじめ重大事態に対する平時からの備えや重大事態調査の実施等に当たり、基本的な項目についてチェックリスト形式にまとめたものであり、実際の対応に当たっては、法、基本方針、ガイドライン等をよく確認した上で対応すること。

【チェックリスト①】いじめ重大事態に対する平時からの備え

●学校における平時からの備え（p 6～7 参照）

チェックポイント	チェック
年度初めの職員会議や教員研修等の実施により、全ての教職員は、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針等についても理解し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきかなどについて認識している。	<input type="checkbox"/>
実際に重大事態が発生した場合には、校長がリーダーシップを發揮し、学校いじめ対策組織を活用しつつ、各教職員が適切に役割分担を行い、連携して対応できる体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
学校いじめ防止基本方針について、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明している。	<input type="checkbox"/>
学校いじめ対策組織について、次のような対応を適切に行えるよう、平時から実効的な組織体制を整えている。 ・学校におけるいじめの防止及び早期発見・早期対応に関する措置を実効的・組織的に行うこと ・法第23条第2項に基づいていじめの疑いがある場合の調査等を行うこと ・重大事態の申立てがあった場合の確認等の役割を担うことなど	<input type="checkbox"/>
校長のリーダーシップの下、生徒指導主事等を中心として組織的な支援及び指導体制を構築した上で、学校いじめ防止基本方針に定める年間計画において定例会議の開催等を位置付け、その中で、学校いじめ対策組織が重大事態の発生を防ぐために重要な役割を担っている組織であることを確認するとともに、重大事態が発生した際の適切な対処の在り方について、全ての教職員の理解を深める取組を行っている。	<input type="checkbox"/>
学校がいじめへの対応で判断に迷う場合等に備えて、迅速に学校の設置者に相談を行うことができるよう連携体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
「学校いじめ対策組織」において会議を開催した際の記録や児童生徒への支援及び指導を行った際の記録を作成し、保存しておく体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
日頃の学校教育活動の中で作成、取得したメモ等をそのままにせず、各学校又はその学校の設置者において定める文書管理規則等に基づいて、適切に管理する体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
様々な情報を効率的に記録し、保存するため、統一のフォーマットの作成等文書管理の仕組みを整えている。	<input type="checkbox"/>
学校が認知したいじめへの対応を行っている中で、重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い児童生徒について、当該児童生徒の保護者に重大事態調査について説明を行い、学校と家庭が連携して児童生徒への支援について方向性を共有できる体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知している。	<input type="checkbox"/>
そもそも、いじめを重大化させないことが重要であり、学校全体でいじめの防止及び早期発見・早期対応に取り組んでいる。	<input type="checkbox"/>

●学校の設置者における平時からの備え（p 7～8 参照）

チェックポイント	チェック
設置する学校に対して、認知したいじめや背景にいじめの可能性が疑われる児童生徒間のトラブルについての対応状況及びその解消に向けた取組状況を定期的に確認し状況の把握を行う体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い場合には、学校と連携して重大事態調査の実施に向けた準備を始めることや、適切な指導・助言を行う体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
保護者との情報共有が必要な場合には、学校の設置者が直接説明・調整を行う体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
学校から重大事態の判断について相談を受けた際に学校の設置者として、学校に適切に助言等を実施するとともに、法務相談体制を整備し、弁護士等の専門家から助言等を得られる体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
各地域におけるいじめ問題対策連絡協議会を有効に活用し、平時から各地方公共団体の首長部局・医療機関等の関係機関と連携を深め、総合的な支援に迅速につなげられる体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
重大事態が発生した場合には、法に沿った適切な対応を迅速に行うことができるよう、あらかじめ対応手順を明確化し、各学校に示している。	<input type="checkbox"/>
重大事態が発生した場合、当該重大事態の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
職能団体等との連携について	
重大事態調査を行う調査組織には、公平性・中立性が求められており、専門家や第三者として調査に参画する調査委員を迅速に確保できるよう、各地方公共団体の首長部局とも連携しつつ、弁護士、医師、学識経験者、心理・福祉の専門家等が所属する職能団体や大学、学会等との連携体制を構築している。	<input type="checkbox"/>
職能団体や大学、学会等と連携して、調査委員候補者の推薦を得るための手順や候補となり得る者を整理・確認しておくとともに、報酬等に要する予算を確保するなどの準備を行っている。	<input type="checkbox"/>
【公立学校の場合】	
職能団体等との連携について、特に都道府県教育委員会にあっては、域内の市区町村教育委員会が重大事態調査の実施に当たって適切な人材を確保できない場合を想定して、職能団体等と連携して、調査委員候補者の推薦を得るための手順や候補となり得る者を整理・確認しておくとともに、域内の市区町村教育委員会に対して情報提供を行うなど、連携する体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
【国公立大学附属学校及び私立学校の場合】	
単独で職能団体等と連携して調査委員候補者の名簿を作成することが難しい場合も想定されることから、学校が所在する地方公共団体や所轄庁に支援を求め、職能団体等を通じた委員候補者の推薦手順や重大事態調査に係る知見を求めることができる関係性を構築している。	<input type="checkbox"/>

【チェックリスト②】重大事態発生時の対応

●重大事態の発生報告（p 16～17参照）

チェックポイント		チェック	日付
【公立学校】重大事態の発生報告			
地方公共団体の長等まで重大事態が発生した旨を報告した。	・公立学校は、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会を経由して当該地方公共団体の長	<input type="checkbox"/>	
報告内容	学校名	<input type="checkbox"/>	
	対象児童生徒の氏名、学年等	<input type="checkbox"/>	
	報告時点における対象児童生徒の状況（いじめや重大な被害の内容、訴えの内容等）※その時点で把握している事実関係を記載すること	<input type="checkbox"/>	
	その他（）	<input type="checkbox"/>	
教育委員会事務局から教育長はもとより教育委員にも重大事態が発生した旨を説明した。	※重大事態としての対応が始まった後も必要に応じて教育委員会会議において進捗状況等を報告する。	<input type="checkbox"/>	
文部科学省に対して重大事態の発生報告を行った。		<input type="checkbox"/>	
【公立学校以外】重大事態の発生報告			
地方公共団体の長等まで重大事態が発生した旨を報告した。	・国立大学の附属学校は、当該国立大学法人の学長又は理事長を経由して文部科学大臣 ・公立大学の附属学校は、当該公立大学法人の学長又は理事長を経由して当該公立大学法人を設置する地方公共団体の長 ・私立学校は、当該学校の設置者を経由して当該学校を所轄する都道府県知事 ・学校設置会社が設置する学校は、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を経由して認定地方公共団体の長	<input type="checkbox"/>	
報告内容	学校名	<input type="checkbox"/>	
	対象児童生徒の氏名、学年等	<input type="checkbox"/>	
	報告時点における対象児童生徒の状況（いじめや重大な被害の内容、訴えの内容等）※その時点で把握している事実関係	<input type="checkbox"/>	
	その他（）	<input type="checkbox"/>	
法人本部において情報を共有し、理事会等を通じて役員にも事案の共有を行い、進捗報告・必要な協議を行った。		<input type="checkbox"/>	
文部科学省に対して重大事態の発生報告を行った。		<input type="checkbox"/>	

●重大事態発生時の初動対応

◆資料の収集・保存（p 18参照）

チェックポイント		チェック	日付
重大事態調査の実施に必要な学校作成資料等の収集、整理した。		<input type="checkbox"/>	
資料例	学校が定期的に実施しているアンケート	<input type="checkbox"/>	
	教育相談の記録	<input type="checkbox"/>	
	これまでのいじめの通報や面談の記録	<input type="checkbox"/>	
	学校いじめ対策組織等における会議の議事録	<input type="checkbox"/>	
	学校としてどのような対応を行ったかの記録	<input type="checkbox"/>	
	その他（）	<input type="checkbox"/>	
学校の設置者又は学校が定める文書管理規則等に基づき、関係資料の保存期間を明確に定めている。		<input type="checkbox"/>	
再調査に向けた具体的な動きがある場合に備え、適宜保存期間を延長するなどの手続きを経るための準備ができる。		<input type="checkbox"/>	

◆報道等への対応（p 19参照）

チェックポイント		チェック	日付
報道対応の担当者（基本的には校長や教頭等の管理職）を決めて、正確で一貫した対応を行う体制を整えた。		<input type="checkbox"/>	

【チェックリスト③】対象児童生徒・保護者等に対する調査実施前の事前説明

●事前説明等を行うに当たっての準備

◆説明の準備（p 25参照）

チェックポイント	チェック	日付
対象児童生徒・保護者等に対する説明に当たり、調査主体において説明事項の整理・確認、説明者の検討を行った。	<input type="checkbox"/>	
どのような内容を説明するのか、予め対象児童生徒・保護者から同意を得るもの、考え方を伺うものなどを整理した。	<input type="checkbox"/>	
説明時の説明者、説明者の補佐、記録者などの役割を決定した。	<input type="checkbox"/>	
説明時の録音の有無を確認した。	<input type="checkbox"/>	
説明の場の設定や説明者の人数等を決定した。	<input type="checkbox"/>	

●対象児童生徒・保護者に対する事前説明

◆対象児童生徒・保護者への説明事項

説明日：

【重大事態に当たると判断した後速やかに説明・確認する事項】（p 26～27参照）

チェックポイント	チェック
①重大事態の別・根拠	
法で定義されている重大事態について説明した。 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（以下1号重大事態）。 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（以下2号重大事態）。	<input type="checkbox"/>
1号重大事態、2号重大事態のいずれに該当するのかということや法に基づき、調査を行うこととなることなど、根拠を示しながら説明した。	<input type="checkbox"/>
重大事態として認めた時期について説明した。	<input type="checkbox"/>
地方公共団体の長等に対し、発生報告を行っていることを説明した。	<input type="checkbox"/>
②調査の目的	
本調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、事実関係を可能な限り明らかにし、その結果から当該事態への対処や、同種の事態の発生防止を図るものであることについて説明した。	<input type="checkbox"/>
本調査は、関係者の任意の協力を前提とした調査であり、事実関係が全て明らかにならない場合や重大な被害といじめとの関係性について確実なことが言えないことも想定されることについて説明した。	<input type="checkbox"/>
③調査組織の構成に関する意向の確認	
調査組織の構成については公平性・中立性が確保されるよう人選等を行う必要があることについて説明した。	<input type="checkbox"/>
対象児童生徒・保護者から構成員の職種や職能団体について要望があるかどうかを確認した。	<input type="checkbox"/>
職能団体等を通じて推薦を依頼する場合には、対象児童生徒・保護者の意向を伝えることができること、一般的に職能団体等からの推薦を経て調査委員会の委員に就任する者については第三者性が確保されると考えられること、職能団体等における推薦の手続きには時間を要することについて説明した。	<input type="checkbox"/>
対象児童生徒・保護者が指定する者を調査組織に参画するよう求められた場合には、調査の公平性・中立性が確保できなくなることから、職能団体等を通じて推薦を依頼することについて説明した。	<input type="checkbox"/>
④調査事項の確認	
調査事項となるいじめ（疑いを含む）や出来事について確認した。	<input type="checkbox"/>
児童生徒を取り巻く環境を可能な限り網羅的に把握することは重大事態への対処、再	<input type="checkbox"/>

発防止策の検討において必要であることから、個人的な背景及び家庭での状況も調査することが望ましく、調査組織の判断の下で、これらの事項も調査対象とする場合があることについて説明し、理解を求めた。	
⑤調査方法や調査対象者についての確認	
調査方法について要望があるか確認した。	<input type="checkbox"/>
実際に聴き取り等を行う対象者等についても要望がある可能性があることから、この時点で確認した。	<input type="checkbox"/>
調査組織の判断で要望のあった者以外にも聴き取り等を行う場合があることについて説明した。	<input type="checkbox"/>
対象児童生徒・保護者が関係児童生徒等への聴き取り等をやめてほしいと訴えている場合には、関係児童生徒への聴き取り等を行わないなど調査方法、範囲を調整し、対象児童生徒・保護者が納得できる方法で行うことができる旨を説明するとともに、調査方法や対象について要望を聴き取った。	<input type="checkbox"/>
関係児童生徒等への聴き取りを行わない場合は、いじめ行為を含む詳細な事実関係の確認、いじめと対象児童生徒の重大な被害との具体的な影響・関連の説明等が難しくなるなどの可能性があることについて説明した。	<input type="checkbox"/>
⑥窓口となる担当者や連絡先の説明・紹介	
窓口となる者を紹介し、連絡先等について説明した。	<input type="checkbox"/>
※その他	
独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の申請について説明を行った。	<input type="checkbox"/>

説明日：

◆対象児童生徒・保護者への説明事項

【調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項】（p 27～29参照）

チェックポイント	チェック
①調査の根拠、目的	
調査の根拠、目的について説明した。	<input type="checkbox"/>
②調査組織の構成	
調査組織の構成について、調査委員の氏名や役職を紹介した。	<input type="checkbox"/>
職能団体等からの推薦を受けて選出した調査委員については、そのことに触れながら説明を行い、公平性・中立性が確保された組織であることを説明した。	<input type="checkbox"/>
③調査時期・期間（スケジュール、定期報告）	
対象児童生徒・保護者に対して、調査を開始する時期や当面のスケジュールについて目途を示した。	<input type="checkbox"/>
実際に調査を開始すると、新たな事実が明らかになるなど調査が始まってから調査期間が変更になる可能性があることを説明した。	<input type="checkbox"/>
定期的に及び適時のタイミングで経過報告を行うことについて説明した。	<input type="checkbox"/>
④調査事項・調査対象	
重大事態の調査において、どのような事項（対象とするいじめ（疑いを含む）や出来事、学校の設置者及び学校の対応等）を、どのような対象（聴き取り等をする児童生徒・教職員等の範囲）に調査するのかについて説明した。	<input type="checkbox"/>
調査の中で新たな事実が明らかになり、調査対象となる事項が増えることや児童生徒等から聴き取り等を行うことができず、調査の中で対象とする事項を決めていく場合もあるため、そのような場合には臨機応変に対応していくことについて説明した。	<input type="checkbox"/>
調査組織が、第三者委員会の場合等に、調査事項や調査対象を第三者委員会が主体的に決定することも考えられるが、その場合には、方向性が明らかとなった段階で、適切に説明を行うことについて説明した。	<input type="checkbox"/>

調査組織の判断の下で、児童生徒の個人的な背景や家庭での状況も調査対象として想定している場合には、そのことを対象児童生徒・保護者に対して説明するとともに、必要に応じて協力を求めた。	<input type="checkbox"/>
⑤調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順）	
重大事態調査において使用するアンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順を説明した。	<input type="checkbox"/>
事前に説明を行った段階で対象児童生徒・保護者から調査方法について要望を聞いている場合には、要望に対して検討を行った結果について説明した。	<input type="checkbox"/>
⑥調査結果の提供	
法第28条第2項に基づいて、調査終了後、調査結果の提供・説明を行うことについて説明した。	<input type="checkbox"/>
調査の過程で収集する個人情報について利用目的を明示するとともに、その取扱いについて説明した。	<input type="checkbox"/>
関係児童生徒・保護者に対して調査結果の提供・説明を行うことを説明した。	<input type="checkbox"/>
調査の過程で収集した聞き取りの結果やアンケートの調査票について提供を求められる場合があるが、個人情報保護法や情報公開条例等に基づいて対応することを説明した。	<input type="checkbox"/>
例えば、アンケートの結果について、個人名や筆跡等の個人が識別できる情報を保護する（例えば、個人名は伏せ、筆跡はタイピングし直すなど）等の個人が特定されないような配慮を行う必要があり、提供の希望がある場合にはそのような対応をとることについて説明した。	<input type="checkbox"/>
公表について、学校の設置者等として公表に当たっての方針があれば、説明を行うとともに、個人情報保護法や情報公開条例等に基づいて対応することを説明した。	<input type="checkbox"/>
調査票を含む調査に係る文書の保存について、学校の設置者等の文書管理規則等に基づき行うことや、文書の保存期間を説明した。	<input type="checkbox"/>
⑦調査終了後の対応	
法に基づいて、調査結果は地方公共団体の長等に報告を行うことを説明した。	<input type="checkbox"/>
重大事態調査を実施しても、事実関係が全て明らかにならない可能性があることを説明した。	<input type="checkbox"/>
万が一、事前に確認した調査事項について調査がされておらず、地方公共団体の長等が、十分な調査が尽くされていないと判断した場合には、再調査に移行することを説明した。	<input type="checkbox"/>
調査報告書について意見等があれば地方公共団体の長等に対する所見書を提出することができることを説明した。	<input type="checkbox"/>

◆対象児童生徒・保護者への説明に当たっての留意事項（p29参照）

チェックポイント	チェック	日付
重大事態調査を開始する段階で記者会見、保護者会など外部に説明する必要がある場合		
外部に説明する内容を事前に伝えた。	<input type="checkbox"/>	
公表する資料がある場合は、主に個人情報保護に係る確認の観点から、事前に文案の了解を得た。	<input type="checkbox"/>	
自殺事案の場合		
自殺の事実を他の児童生徒をはじめとする外部に伝えるに当たっては、遺族から了解を得た。	<input type="checkbox"/>	
※遺族が自殺であると伝えることを了解されなかった場合や自殺と異なる死因を説明するよう求められた場合であっても、学校が“嘘をつく”と児童生徒や保護者の信頼を失いかねないため、「急に亡くなられたと聞いています」という表現に留めるなどの工夫を行わなければならない（「事故死であった」、「転校した」などと伝えてはならない。）。	<input type="checkbox"/>	
対象児童生徒から直接事情を聴く等のやり取りができる場合		

保護者を通じて家庭において確認するよう依頼した。	<input type="checkbox"/>	
対象児童生徒・保護者と連絡や連携が取れない場合		
適当な者（例えば、調査主体側では対象児童生徒・保護者と信頼関係の構築ができるいる教師あるいはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、対象児童生徒側では親族又は弁護士等を想定）を代理として立てるなどの対応を行った。	<input type="checkbox"/>	

◆対象児童生徒・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合（p 30参照）

チェックポイント	チェック	日付
対象児童生徒・保護者が重大事態調査を望まない場合であっても、調査方法や進め方の工夫により柔軟に対応できることを対象児童生徒・保護者に対して丁寧に説明した。	<input type="checkbox"/>	

●関係児童生徒・保護者に対する説明等（p 30参照）

説明日：

チェックポイント	チェック
対象児童生徒・保護者に対する「【調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項】」について、関係児童生徒・保護者に対しても説明した。	<input type="checkbox"/>
調査に関する意見を聴き取った。	<input type="checkbox"/>
調査結果を取りまとめた調査報告書について、対象児童生徒・保護者に提示、提供、説明を行うことになることについて説明した。	<input type="checkbox"/>
関係児童生徒・保護者がいじめ行為の事実関係を否定している場合	
調査への協力が得られるよう、本調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟への対応を直接の目的とするものではなく、公平・中立に事案の事実関係を可能な限り明らかにし、再発防止を目的とするものであることを丁寧に説明した。	<input type="checkbox"/>
関係児童生徒・保護者がいじめには当たらないと考えている場合	
法が定めるいじめの定義（法第2条第1項に定める定義）や法の趣旨（重大事態調査は疑いのある段階から調査を行い、早期に対処していくという趣旨）等について説明した。	<input type="checkbox"/>

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（文部科学省）より引用